永年会員制度規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会(以下、本会という)が設けた永 年会員制度(以下、本制度という)に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、長年にわたり本会に在籍してきた正会員に対し、定年後の会費負担を 軽減することを目的とする。

(永年会員の位置付けと役割)

- 第3条この規程に定めた申請条件を満たし、必要な手続きを行って承認及び登録された正会員を公益社団法人石川県作業療法士会永年会員(以下、永年会員という)と称する。
- 2 永年会員は正会員の特例であり、第 7 条に定める会費、第 8 条に定める権利の制限及び第 11 条に定める特例再入会の不適用を除く全ての点において正会員と同等の権利と義務を有する。
- 3 永年会員には、後進の育成、本会事業への指導的な関与等、本会と石川県の作業療法の発展のために引き続き積極的に貢献することが期待される。

(申請制)

第 4 条 永年会員は任意の申請制とし、申請しない場合は正会員の正規の権利と義務が継続する。

(申請条件)

- 第 5 条 正会員は、次の各号の条件を全て満たした場合において、永年会員になることを 申請すること ができる。
- (1) 申請年度の年度末 3 月 31 日を基準日として満年齢 60 歳以上であること
- (2) 申請時点で通算 20 年度分以上の正会員会費の納入歴があること
- (3) 申請時に当年度会費を納めていること
- (4) 過去に倫理問題で本会の処分(退会、譴責、戒告)を受けていないこと
- (5) 過去に会費未納による会員資格喪失となっていないこと

(手続き)

- 第6条 永年会員の申請から承認及び登録までの手続きは以下の通りとする。
- (1) 永年会員になることを申請する正会員は、理事会が定める永年会員申請書(別記第 1 号様式) に必要事項を記入し、永年会員になろうとする年度の前年度の 1 月 31 日までに会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、提出された永年会員申請書について申請条件の適合審査を事務局に行わせ、

適合した正会員の一覧を永年会員申請者名簿として理事会に提出する。

- (3) 理事会は、2 月 1 日から 3 月 31 日までに永年会員の承認について審議し、決議を 行う。
- (4) 事務局は、理事会で承認された正会員を、承認の翌年度より永年会員として会員名簿に登録する。

(会費)

第7条 永年会員の会費は年額1,000円とする。

(権利の制限)

第8条 永年会員は、紙媒体の学術誌『石川県作業療法学術雑誌』の無料配付を受けることができない。

(正会員への復帰)

- 第 9 条 永年会員は、以下の申請手続きにより、その特例を解除して正規の正会員に復帰することができる。
- (1) 正規の正会員に復帰することを申請する永年会員は、理事会が定める正会員復帰申請書(別記第 2 号様式) に必要事項を記入し、正規の正会員に復帰しようとする年度の前年度の 1 月 31 日ま でに会長に提出しなければならない。
 - (2) 会長は、正会員復帰申請者名簿を理事会に提出する。
- (3) 理事会は、2 月 1 日から 3 月 31 日までに正会員への復帰承認について審議し、決議を行う。
- (4) 事務局は、理事会で承認された永年会員を、承認の翌年度より正規の正会員として会員名簿に登録する。

(任意退会)

第 10 条 永年会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。任意退会後に再入会するときは正規の正会員となる。

(会員資格の喪失)

第 11 条 永年会員は、本会の処分(退会、譴責、戒告)を受けたとき、もしくは年会費の支払義務を在籍した事業年度終了日までに履行しなかったとき、その資格を喪失する。 会員資格喪失後に再入会するときは正規の正会員となる。定款施行規則第 13 条第 2 項の特例再入会はこれを適用しない。

(本制度の見直し)

第 12 条 本制度は、5 年に一度程度の頻度で見直すこととする。

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則 1 この規程は、2023 年 5 月 20 日より施行する。

別記第 1 号様式 永年会員申請書

永年会員制度規程

別記第 2 号様式 正会員復帰申請書